



平成 21 年 7 月 23 日

「公訴時効制度のあり方を問う」

＜概要＞ 先頃、法務省は、殺人事件等の重大な犯罪について公訴時効の廃止を含めた見直しの方向性を公表した。殺人罪等の重大犯罪に対する公訴時効の廃止・延長という見直しの方向性については、理論的に支持しうるものの、これを機に、「なぜ公訴時効制度が存在するのか」、「公訴時効制度の対象は何か」など制度の基本的部分に関して、広く議論が行われることが期待される。そして、制度の廃止・延長を考えるに際して、市民は当事者意識を持つ必要があると考える。

*ご参考： 原田和往「日本における公訴時効制度の現状」刑事法ジャーナル 18 号(2009 年 8 月予定)

＜本 文＞

- ・ **結論**：一部重大犯罪に対する公訴時効の廃止・延長等、示された改正の方向性は、基本的には支持し得る。ただし、素朴な正義観念・規範意識(殺人罪等については、刑事責任の追求に時間制限を設けるべきではなく、事案の真相をできる限り究明すべきである)だけではなく、長期間経過後に訴追される市民に負担をかけるとしても(誤判の虞が増大するとしても)、重大な罪を犯した者を処罰すべきである、という覚悟をもって法改正に臨む必要がある。
- ・ 処罰感情の希薄化・(有罪)証拠の散逸といったある種の経験的事実が挙げられるが、処罰の必要性がない、有罪を立証するための証拠がない、という場合、そもそも検察官は起訴しない。また、これらは、全ての事件について認められるものではない。この場合、法制度としての必要性は少ない。
- ・ 同じく制度の根拠として、事実状態の尊重が挙げられるが、この場合、法制度としての意義は、真犯人の処罰に関する国家の利益と、継続した事実状態を尊重する必要性の衡量にあることになる(政策的配慮)。この根拠に関しては、「犯人が処罰を免れていたという事実を何故に尊重する必要があるのか」という批判がある。
- ・ この批判においては、公訴時効制度は、真に罪を犯した人であっても、過去の犯罪行為は不問に附されるべき、との発想に基づくものと捉えられている。国民の正義観念との不一致が指摘されているのは、この部分である。
- ・ 実際に、公訴時効の完成により訴追を免れるのは、捜査機関に「犯人」と特定された人(≠真犯人)である。被疑者・被告人を制度の対象と考える場合、公訴時効制度は、真犯人の訴追・処罰という国家の利益に対し、訴追のイニシアティブが訴追機関にあることに起因する、市民の負担(応訴の負担)に対する配慮を優越させるものと捉えられることになる。
- ・ 被疑者を対象と考える場合、真犯人が訴追・処罰を免れるのはやむをえない副次的作用と位置付けられることになる。しかし、この副次的作用が、国民の正義観念からして甘受し得ないならば、廃止もあり得る。
- ・ 応訴の負担は増大するが、これは廃止を妨げる決定的な論拠にはならない。公訴時効の廃止は、被疑者等の負担について、時の経過を基準に一律に考慮するという方式を止めるにとどまる。個々の事案において、応訴の負担を考慮する理論的枠組みを構築することで対応することも考えられる。

＜お問い合わせ＞ 岡山大学大学院社会文化科学研究科・原田和往

Tel・FAX: 086-251-7489

E-Mail: k-harada@law.okayama-u.ac.jp